

「国際ソロプチミスト厚木キャリア・サポート支援金」規定

【名 称】

第1条 国際ソロプチミスト厚木は、生徒の自立を支援するプログラムの名称を「国際ソロプチミスト厚木キャリア・サポート支援金」とする。

【目 的】

第2条 就労の機会を広げるために、社会生活に必要な資格を取得する生徒を支援することを目的とする。

【要 綱】

第3条

1. 資格

- ① 愛川町・座間市・相模原市・綾瀬市・藤沢市の児童養護施設に入所している女子高校生
- ② 厚木市・愛川町が所在地の高等学校に通学する経済的支援が必要なひとり親家庭の女子生徒以上を対象とする。

2. 援助

就労を目的とした資格取得にかかる費用の一部を、上限額ひとり50,000円を支給する。返金の必要はない。

3. 申請

申請は「国際ソロプチミスト厚木キャリア・サポート支援金」支給申請書(様式1)を、毎年5月末日までに提出する。

4. 選考

支給は年間5人までとし、プログラム委員会内「国際ソロプチミスト厚木キャリア・サポート支援金」担当者の選考により決定し、6月15日までに施設長または学校長を通じ申請者に給付の通知をする。

5. 給付

支援金は、受給者の在籍する施設または学校に持参して、責任者に預託し適正な運用を委ねる。

6. 取り消し

受給者が、不測の事態により申請書と異なる状況におかれた場合は、プログラム委員会内「国際ソロプチミスト厚木キャリア・サポート支援金」担当者の合議により給付取消しの措置を取ることが出来る。

【資金】

第4条 「国際ソロプチミスト厚木キャリア・サポート支援金」は国際ソロプチミスト厚木の奉仕特別会計より支出する。

【改正】

第5条 この規定の改正は定例会出席会員の3分の2の賛成を必要とする。

【その他】

第6条 この規定に定めのない事項については、プログラム委員会内「国際ソロプチミスト厚木キャリア・サポート支援金」担当で協議し定例会の承認を得なければならない。

付 則 この規定は2016年7月1日より施行する